

第33号議案

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例

(設置)

第1条 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第11条の2第1項の規定に基づき、島根あさひ社会復帰促進センター（以下「センター」という。）内に国が開設した診療所の管理を行うとともに、センターの診療設備等を利用して県民に対して医療を提供するため、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「センター診療所」という。）を浜田市に設置する。

(業務)

第2条 センター診療所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センター内に国が開設した診療所の管理に関すること。
- (2) センターの被収容者以外の者に対する眼科診療に関すること。

(使用料等)

第3条 センター診療所において、各種の検査又は診療を受けようとする者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる業務に関して各種の検査又は診療を受けようとする者については、この限りでない。

2 前項の使用料又は手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けられる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けられる場合 診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表（以下「健康保険

点数表」という。)により算定した点数1点につき10円として計算した額

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 同法第22条の規定に基づき環境大臣が定める診療報酬の額の算定方法により計算した額

(3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額

(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による療養の給付を受けることができる場合 知事が地方公務員災害補償基金と協議して定める額

(5) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある療養の場合 健康保険点数表により算定した点数1点につき15円として計算した額

(6) 前各号に掲げる場合以外の場合 健康保険点数表により算定した点数1点につき10円50銭として計算した額

3 前項の規定によるもののほか、使用料又は手数料の額を定める必要があると認めるものについては、知事が別に定めるものとする。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認める者について、前条に規定する使用料又は手数料を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第5条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 知事は、詐偽その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(島根県特別会計条例の一部改正)

2 島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(9) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計 診療所管理
運営事業